

福井市宣伝隊長「朝倉ゆめまる」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市宣伝隊長「朝倉ゆめまる」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸出すことにより、福井市を広くPRするため必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

(借用の申請)

第3条 着ぐるみの借用を希望する者は、市が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出しの承認)

第4条 市長は、前条の申請があったときには、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教法人を支援し、または公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (4) 営利目的の活動に利用するとき。
- (5) 着ぐるみの管理上支障があるとき。
- (6) その他市長が貸出しについて適当でないと認めるとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)により行うも

のとする。

(貸出し料)

第5条 着ぐるみの貸出しは、原則無料とする。

(遵守事項)

第6条 第4条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)

は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 第三者に又貸ししないこと。
- (4) その他、市長が付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第7条 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反したときは、市長は貸出しの承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しないものとする。

2 前項の場合において、貸出しの承認を取り消された者は、直ちに着ぐるみを市に返還しなければならない。

3 第1項の規定により、貸出しの承認が取り消された者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第8条 着ぐるみを汚損又は棄損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 補修、修復が困難な状態まで損傷している場合は、市長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(免責)

第9条 着ぐるみの貸出しにより使用者が被った損害および使用者

の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、市はその責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月11日から施行する。